

2026 年 2 月 13 日

科 目 名	受験番号：	採 点 欄
外国語科目（日本語）	氏 名：	

日本の民法 750 条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同氏が婚姻の要件とされている。婚姻時に改姓せずに婚姻前の姓を名乗るためには事実婚を選択せざるを得ないが、事実婚では法定相続人から除外されるなど様々な不自由を強いられることになる。また、婚姻氏の 94%が男性の氏であるという実状もある。このように、どちらか一方の氏を法律で強要することは、個人の尊厳と両性の本質的平等に婚姻が立脚することを定めた憲法に反し、「違憲」なのではないか、という考え方をとる人々は多く、訴訟が行われている。

男女別姓訴訟は、第 3 次訴訟にいたっているものの、第 2 次訴訟までは最高裁では「家族の一体感」「通称使用による不利益の緩和」などを理由として「合憲」の判断が繰り返されている。

他方で、今般、通称使用の法制化に動きがある。伝統的家族観を重視するとの趣旨に基づき、男女別姓を定めるのではなく、旧姓使用のできない不便の解消が目的とされている。

このような現状に関するあなたの考えを、600 字から 700 字で述べなさい。